

2013年11月14日

公益財団法人 日本サッカー協会
2013年度 第7回理事会

協議事項

1. 2014年度 第94回天皇杯全日本サッカー選手権大会 決勝会場の件
<p>新国立競技場の建設（2014年7月～2019年3月）に伴い、2014年度 第94回天皇杯決勝会場の変更が必要となり、主管公募を行った結果、東京都サッカー協会（味の素スタジアム）、大阪府サッカー協会（長居スタジアム）、神奈川県サッカー協会（日産スタジアム）から主管応募があった。</p> <p>10月31日に天皇杯実施委員会にて第94回天皇杯決勝会場について協議の結果、投票を実施し、以下のとおり結果となった。実施委員長としては2会場が同票であるが、FIFAワールドカップ決勝、FIFAクラブワールドカップ決勝の開催実績が多かった日産スタジアムを第94回天皇杯決勝開催会場として提案する。</p> <p>※参考：実施委員（16名、実施委員長含まず計16人）による投票結果</p> <p>味の素スタジアム（東京都） 7票 長居スタジアム（大阪府） 2票 日産スタジアム（神奈川県） 7票</p>
2. 2014年度 第94回天皇杯全日本サッカー選手権大会 日程の件
<p>天皇杯実施委員会において審議し、以下の通りとしたい。</p> <p>1回戦：7月5日（土）、6日（日） ※一部の試合は7月26日（土）開催 2回戦：7月12日（土）、13日（日） ※一部の試合は8月6日（水）開催 3回戦：8月20日（水） 4回戦：9月6日（土）、7日（日）、10日（水）</p> <p>※10日（水）はJリーグカップ準々決勝に進出するチームおよびその対戦チームが対象 準々決勝：10月11日（土）、12日（日）、15日（水）</p> <p>※15日（水）はJリーグカップ準決勝に進出するチームおよびその対戦チームが対象 準決勝：11月26日（水）</p> <p>決勝：12月13日（土） 予備日23日（火・祝）</p> <p>※23日（火・祝）はFIFAクラブワールドカップ2014に天皇杯決勝進出チームが出場した場合が対象</p>
3. 天皇杯実施委員会 委員交代の件
<p>旧) 天皇杯実施委員 (NHK) 本木 裕治 新) 天皇杯実施委員 (NHK) 竹本 哲也</p> <p>前任者の異動に伴い交代となる。</p>
4. 司法機関の独立および二審制導入の件
<p>(協議) 資料No.1①②③④⑤</p>

<背景>

FIFA の原則に従うと、JFA を含む各国協会の組織においては、立法（評議員会）、行政（理事会）、司法（規律委員会・裁定委員会）の三権がそれぞれ分立していなければならない。

しかしながら、現状の JFA の制度では「規律委員会」および「裁定委員会」の決定は理事会の承認を要する形となっており、さらに、そのメンバーについても理事との兼務が可能となっているなど、司法が独立していない状態にある。この「司法の独立」の原則はほとんどの国で守られている基本的原則であることから、日本においてもこの原則に沿った組織構造へと是正する必要があると考えられる。

さらに、FIFA の原則からは、司法機関は「二審制」をとること、すなわち、「不服申立委員会」を設け、一審である規律委員会・裁定委員会が為した決定に対して、当事者が不服を申し立てることができる仕組みを構築することが望ましいとされている。実際、この二審制についても多くの国で導入されており、世界のトップ 10 の組織を目指す JFA としては、この「二審制」も導入する必要があると考えられる。

<提案>

JFA において、司法機関(規律委員会・裁定委員会)を独立させ、さらに二審制を導入したい。概要は以下のとおり。

1. 司法制度の変更の概要

◆現行の JFA 制度（確認）

- (1) 司法機関(規律委員会・裁定委員会)の決定は、理事会の承認を要する（司法機関が理事会の傘の下にある）
- (2) 規律委員会のメンバーは理事およびその他の委員との兼務が可能となっている（なお、裁定委員会については理事およびその他の委員との兼務が不可能）
- (3) 日本サッカー界における全ての規律案件(および裁定案件)に関する懲罰権は JFA（理事会）が有する ⇒ しかし、一定の条件下（処分が 6 ヶ月未満である等）において、JFA はその懲罰権を各都道府県協会・リーグの規律委員会に委譲している
- (4) 現状、日本サッカー界に「不服申立委員会」は存在しない

◆司法制度の変更（司法の独立および二審制導入）の骨子（添付資料参照）

- (1) JFA の司法機関(規律委員会・裁定委員会)を独立させる（その決定を最終とし、理事会の干渉を受けないものとする）
- (2) 司法機関のメンバーについて、JFA の理事、委員、職員等との兼務を不可とする
- (3) 懲罰権を各都道府県協会・リーグへ委譲する現行ルールについては変更しない
※一方、各都道府県協会・リーグに対して、各々における規律委員会の独立化の推進を併せて奨励するものとする
- (4) 不服申立委員会を設立する ⇒ JFA および各都道府県協会・リーグの規律委員会にて科された懲罰について不服申立委員会への不服申立を可能とする

2. 二審制についての特記事項

不服申立委員会の概要は添付資料のとおり

3. 各種規程の変更

上記の司法の独立および二審制導入を受け、以下のとおり各規程を変更する（添付の規程改正

案参照)

①基本規程

- ・第2章第4節 評議員及び評議員会
 - 司法機関のメンバーの選出は評議員会にて為されるものとする
- ・第2章第5節 司法機関
 - 司法機関（規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会）を定義する
- ・第12章 懲罰
 - 懲罰に関する規則は「懲罰規程」として独立させる

②懲罰規程 ※基本規程から独立し「細則」とする

- 司法機関の独立に関して規定する。また、不服申立委員会の権限及び手続き等を具体的に規定する

③和解あっせんに関する規則

- 現行の「裁定委員会規程」の名称を「和解あっせんに関する規則」に変更する

4. 施行日

改正後の各種規程の施行日は、2014年4月1日とする

5. 新司法機関のメンバーの選出について

改正後の各司法機関（規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会）のメンバーについては、評議員会（2014年3月予定）にて選出するものとする

5. 基本規程（懲罰規程）改正の件

（協議）資料No.1④、資料No.2①②③

添付のとおり懲罰規程を変更する。概要は以下のとおり。

1. 出場停止の消化に関するルールの変更

※該当条項：〔別紙2〕第4条～第9条（*資料No.1④の6ページ目）

【概要】

退場による出場停止処分の適用対象試合について、以下のとおり変更する

現行： 大会に関係なく、その処分を受けた試合の次の公式戦にて適用される

変更後： 同一大会における次の試合にて適用される

（注：同一大会は同年度における同一大会とする。また、大会の終了等によって残存した出場停止処分については、順次、次の公式戦に適用される）

【理由・背景】

- ・世界的に見ても、同一大会での適用が主流であること
- ・現行制度では、複数の大会にまたがる懲罰の管理が非常に煩雑になっていること

2. 「差別」に対する懲罰規定の追加

※該当条項：〔別紙1〕3-5（*資料No.1④の4ページ目）

【概要】

差別行為について、最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金等を科す

【理由・背景】

FIFA総会（本年5月31日）において、各国の懲罰規程に、差別行為に対する懲罰を、FIFA

<p>懲罰規程(FIFA Disciplinary Code)と同様の内容で規定することが各国協会に対して義務化された。</p> <p>3. FIFA 懲罰規程に合わせた懲罰の重さおよび表現の調整</p> <p>※該当条項：〔別紙1〕2-3、2-6、2-7 (*資料No.1④の2ページ目)</p> <p>【概要】</p> <p>選手等及び審判に対する暴行等に対する懲罰の重さ及びその表現について、FIFA 懲罰規程との相違があったため、FIFA 懲罰規程に合わせて修正する</p> <p>4. その他の違反行為の具体的規定</p> <p>※該当条項：〔別紙1〕3-1-1 ~ 3-1-3 (*資料No.1④の2~3ページ目)</p> <p>【概要】</p> <p>「試合放棄」等のその他の違反行為について、FIFA 懲罰規程に合わせて具体的に懲罰を規定する。</p> <p>5. 施行日</p> <p>本改正の施行日は2014年4月1日とする。ただし、当施行日に先立って新シーズンが開始するリーグ(Jリーグ等)については、当施行日に先立ってシーズン開始時点から改正後の規定を適用するものとする。</p>
<p>6. U-20 日本代表 ミャンマー遠征の件</p> <p>MFF (ミャンマーサッカー連盟) から国際親善試合の招待を受けたため、アジア貢献の一環としてU-20 日本代表チームを編成し派遣したい。</p> <p>〔活動期間〕11月18日(月)~21日(木)</p> <p>〔場所〕ヤンゴン/ミャンマー</p> <p>〔試合スケジュール〕</p> <p>11月20日(水) 17:00 vs. U-23 ミャンマー代表 Youth Training Center Stadium</p> <p>〔コーチングスタッフ〕</p> <p>監督：霜田 正浩(技術委員)</p> <p>コーチ：浜野 征哉(ナショナルコーチングスタッフ)</p> <p>〔選手〕17名</p>
<p>7. フットサル日本女子代表コーチングスタッフの件</p> <p>(協議) 資料No.3</p> <p>2013年度フットサル日本女子代表ナショナルコーチングスタッフについて、以下の通り変更したい。</p> <p>コーチ：【新】福角 有紘(ふくずみ ありひろ、35歳) ← 【旧】石森 由紀(42歳)</p>
<p>8. サッカーファミリー登録料免除措置 期間延長の件</p> <p>東日本大震災の影響により被災されたJFA登録者に対する、登録料免除並びに資格の休止措置対応等の措置を、2014年度も継続したい。</p> <p>◇対象：東日本大震災において被災された登録者。</p> <p>被災して避難のために他都道府県へ転居している登録者を含め、各都道府県サッカー協</p>

会の裁量に基づく。

◇免除対象項目：サッカーおよびフットサル（チーム、機関誌購読料、監督、選手）、審判（2015年度分）、指導者、役員

◇免除額：各登録料のうち、J F A登録料にあたる額

◇各登録料免除の対応方法：

- 1) チーム登録料 免除
- 2) 機関誌購読料 免除
- 3) 監督登録料 免除
- 4) 選手登録料 免除

※1)～4)は、サッカーおよびフットサルが対象となる（フットサルは2014年度よりチーム登録制度へ変更）。

上記4件の対応は、2013年度のサッカーチーム／選手の免除申請と同様、各都道府県サッカー協会より、免除対象チーム（監督）／選手をJ F Aへ申請いただき、当該チーム／（監督）／選手に対しては、各都道府県サッカー協会への登録料及び機関誌購読料の請求は行わない。

5) 審判登録料 免除（2015年度分に適用）

各都道府県サッカー協会で被災地専用の講習会をKickOff上に設定する。対象者はKickOffを利用して申込みするが、支払いは行わず、講習会場で減免された額を別途支払う。講習会の担当者（あるいは講習会単位でまとめてJ F Aに報告）は対象者のデータを「支払い済み」に変更するとともに、J F Aに必要な情報を連絡する。

※2014年度への更新（*特別措置対応の延長）については、別途ご案内を予定。

6) 指導者登録料 免除

登録料の引き落としを行わない。既に引き落とし済みの対象者には、返金手続きを行う。

その他実施予定：

- ・リフレッシュポイント獲得期間の延長（リフレッシュポイント未達による失効者対象）
震災の影響によりリフレッシュポイントを規定期間に獲得できなかった対象者に、リフレッシュポイントの獲得期限を6か月間延長する。
- ・資格の休止措置（登録料未納による失効者対象）
震災の影響により期日までに指導者登録料を支払うことができず資格を失効してしまった対象者に、後日所定の申請を行い、登録料を支払うことで失効扱いにせずライセンスを更新する。

7) 役員登録料 免除

各都道府県サッカー協会とも対象者の登録料の請求を行わない。

※参考データ：2013年度10月末時点 登録料免除申請数

協会名	免除申請数								免除額計
	チーム	機関誌	監督	選手	フットサル	審判	指導者	役員	
青森県	0	0	0	7	0	0	0	0	¥8,300
岩手県	52	52	18	1,383	160	0	118	0	¥2,587,500

宮城県	159	159	97	4,316	423	121	371	0	¥8,519,900
山形県	0	0	0	15	0	0	0	0	¥10,800
福島県	109	109	65	3,404	709	6	250	6	¥5,622,100
埼玉県	0	0	0	0	0	0	1	0	¥5,000
静岡県	2	2	0	64	0	0	0	0	¥64,900
総計	322	322	180	9,189	1,292	127	740	6	¥16,818,500

※免除額計について：審判講習会の申込は受付しているがまだ開催（合格可否）されていないため、審判の免除額は含んでいない。

9. 臨時評議員会開催の件

以下の通り、臨時評議員会を開催したい。

1. 開催日時：12月22日（日）13:00～
2. 会場：日本サッカー協会 4F 会議室
3. 議題：(1)協議事項
 - ①役員退職金の件
 (2)報告事項
 - ①2014年度 事業計画の件
 - ②2014年度 予算の件